

## 特記仕様書

委託番号 令和7年度 第5号  
委託業務の名称 岡山園地除草業務  
委託業務の場所 近江八幡市牧町地先

第1条 本委託業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和6年4月改定滋賀県）」（以下「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則（令和6年4月滋賀県土木交通部）」（以下「付則」という。）によるものとする。

### 第2条 一般的事項

受託者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業着手時に、実施区域の面積測量を行わなければならない。この時、設計図書または特記仕様書等に示す面積と異なる場合は、設計図書の数量等に関して監督員と協議を行ったうえで変更契約の対象とすることができる。
- (2) 事業の施行にあたり所定の手続きを行い、関係法規を守らなければならない。
- (3) 仕様書の内容については、作業員に十分徹底するよう措置するとともに、労働安全衛生法ならびに労働安全衛生規則で規定された作業を行う場合には、必要な資格、免許を有する者に作業をさせるほか、作業員に必要となる安全教育を行わなくてはならない。
- (4) 作業において発生した伐倒木、枝条等については、次の各号に留意し、危険や障害を引き起こさないように処理しなければならない。
  - ア 崩落等の防止のための固定
  - イ 琵琶湖への流入防止
  - ウ 完全な伐倒処理（かかり木状態にならないこと）
- (5) 事業実施のため、一般交通や周辺施設等に損害等をおよぼすおそれのある場合には、監督員と協議をして適当な防護措置を講じなければならない。
- (6) 火気の取り扱いには常に注意し、火災を起こさないようにしなければならない。
- (7) 事業完了時には、資材、ごみ等の散乱放置がないように跡地の整理をしなければならない。
- (8) 事業の実施に際しては、監督員が指示する書類を作成しなければならない。
- (9) 作業等の実施前、実施中及び完成の状況が明らかに確認できる状況写真を整備しなければならない。

### 第3条 暴力団員等による・不当介入の排除

滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- (1) 請負者（請負人または受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 請負人は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した

通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督員に報告するものとする。また、請負人は、以上のことについて、下請負人（再委託者の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

（3）請負人は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 第4条 その他

共通仕様書および付則に対する特記事項は、下記のとおりとする。

#### 記

#### 第1編 共通編

#### 第1章 総則

#### 第1節 総則

#### 1-1-1-26 工事中の安全確保

#### 8. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により作業実施月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- （1）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- （2）当該工事内容等の周知徹底
- （3）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- （4）当該工事における災害対策訓練
- （5）当該工事現場で予想される事故対策
- （6）その他、安全・訓練等として必要な事項

9. 請負人は、工事の内容に応じた安全教育および安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出しなければならない。

10. 請負人は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を提出するものとする。

#### 第13編 治山編

#### 第4章 森林整備

#### 13-4-3-11 下刈り

- ・雑草木竹類は、地際より刈払しなければならない。
- ・全面を対象に地表植生の刈払等を行わなければならない。ただし、予め保残するものとして表示し、または作業に先立ち監督職員が指示した立木・幼齢木は除く。
- ・伐倒木・枝条等の整理については、特に定めや監督職員の指示がある場合を除き、園地利用者の支障にならないようにし、また、滑落・移動しないようにしなければならない、また火入れは絶対行ってはならない。
- ・実施時期は7、8月および10、11月の2回を目途とする。ただし、現場状況により監督員と協議のうえ、適正な施工を図るものとする。

#### 13-4-3-15 伐採

- ・伐採に当たっては残存木を損傷しないように伐倒方向を定め、かかり木を生じないように完全に倒伏させなければならない。

- ・ 伐倒木は後続作業の支障とならないような場所に整理し、玉切り・枝払いを行うものとする。
- ・ 伐倒木の処理については場外に持ち出し適切に処分するものとする。

#### その他

##### 1. 周囲設定測量

###### (1) 区域設定

- ・ 対象となる区域を確定し、周囲測量を行う。
- ・ 各測点に測点番号を記入した杭を設置すること。

###### (2) 閉合誤差

- ・ 周囲測量の閉合誤差許容値は、図上距離の総和の100分の1以内とする。

###### (3) 成果品

- ・ 位置図 縮尺は1/5,000を標準とする。
- ・ 平面図 縮尺は1/1,000を標準とする。  
(ただし、これにより難しい場合は監督員の承諾を得るものとする。)
- ・ 周囲測量結果(調査延長のわかる資料)、野帳

##### 2. 園内運搬

- ・ 園地内の施設(パーゴラ、看板、ベンチ、舗装等)を損傷することの無いよう必要に応じて養生等を行うこと。

##### 3. 施工管理・安全管理、その他

- ・ 降雨時には現場のパトロールを行う等被災防止のための対策を講じること。
- ・ 園地内は火気厳禁とする。また園地内で発生したごみは持ち帰ること。
- ・ 作業中に利用者が園地内に立ち入らないように配慮すること。
- ・ その他疑義が生じた場合は監督職員と協議すること。
- ・ 出来形管理基準等は、別表のとおり。